

## 別紙 1

### 仕様書

業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、受託者は下関市が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

1. 業務名 下関港国際ターミナルほか8事業場自家用電気工作物保安管理業務
2. 業務場所 別添1「自家用電気工作物一覧」のとおり
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 4. 業務内容

自家用電気工作物の工事、維持及び運用等に関する保安の監督に係る業務を行うこととする。

また、保安管理業務は次の各号に掲げるとおりとし、その実施結果を下関市に報告、経済産業省で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、改善に必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用について点検を行うこと。
- (2) 電気事故その他電気工作物事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置及び事故原因調査への協力、並びに再発防止について、とるべき措置の指導又は助言、必要に応じての臨時点検の実施。
- (3) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査の実施。
- (4) 緊急時の体制

障害発生時においては、業務対象箇所に遅滞なく到達し、港湾業務の稼働に支障のないよう迅速に障害対応を行うこと（「遅滞なく到達」とは2時間以内に到達することをいう。）。

また、複数個所の障害においても迅速に対応できるよう体制を整えること。

#### 5. 業務の方法

- (1) 下関港国際ターミナル、長州出島、岬之町コンテナターミナル

受託者は、毎月1回以上の月例点検をすることとし、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか、計測機器測定を行うものとする。ただし、そのうちの1回は年次点検を行うこととし、電気工作物を維持するために、停電し、目視及び計測器により点検し、設備ごとの個別の機能等を総合点検することとする。また、新港地区においては、ガントリークレーン高圧ケーブルの点検も含むものとする。なお、停電日については下関市と調整を行うこと。

(2) 第1突堤第4号上屋

受託者は、3カ月に1回以上の月例点検をすることとし、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか、計測機器測定を行うものとする。ただし、そのうちの1回は年次点検を行うこととする。

(3) その他の施設

(ア) 月次点検

主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験で、毎月1回以上行う。ただし、絶縁監視装置を下関市の承諾を受けて設置する場合は、隔月1回以上とする。

(イ) 年次点検

主として設備を停止した状態で行う細密な点検、測定及び試験で、年1回、下関市が指定した日に行う。その際下記施設については以下のとおり予定する。

・下関港国際ターミナル フェリードック入り期間

(ウ) 臨時点検

異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因究明、点検、測定及び試験を行う。

※各施設については別添1「自家用電気工作物一覧」を参照すること。

6. その他

(1) 業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。

(2) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、下関市と協議の上、誠意をもって解決すること。

(3) 停電点検の日程調整については、下関市と協議の上、決定すること。

(4) 点検の終了後、速やかに報告書を提出すること。また、指摘事項のある場合は、詳細を記したものと写真を報告書に添付して提出すること。

各月の業務を完了したときは、当該月の翌月の10日までに業務の成果に関する報告書を下関市に提出すること。

(5) 本仕様書と別に、別紙2、3を遵守すること。